さっぱりつかめない？工作物責任【回答動画】

不法行為 H17-11【#083】宅建士講座 2016

https://youtu.be/-4uCs018kHM

（平成 17 年問 11）

Aは、所有する家屋を囲う塀の設置工事を業者Bに請け負わせたが、Bの工事によりこの塀は瑕疵がある状態となった。Aがその後この塀を含む家屋全部をCに賃貸し、Cが占有使用しているときに、この瑕疵により塀が崩れ、脇に駐車中のD所有の車を破損させた。A、B及びCは、この瑕疵があることを過失なく知らない。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. Aは、損害の発生を防止するのに必要な注意をしていれば、Dに対する損害賠償責任を免れることができる。
2. Bは、瑕疵を作り出したことに故意又は過失がなければ、Dに対する損害賠償責任を免れることができる。
3. Cは、損害の発生を防止するのに必要な注意をしていれば、Dに対する損害賠償責任を免れることができる。
4. Dが、車の破損による損害賠償請求権を、損害及び加害者を知った時から3年間行使しなかったときは、この請求権は時効により消滅する。

正解 1

≪本講のまとめ≫

1）基本から丁寧に理解する
2）出題されているポイントを正確に暗記する

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材 （2016/05/15現在）

通信教材 宅建 平成28年版 基本問題演習講座
http://shibuyakai.com/takken/dvd13.html

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】全分野セット
http://shibuyakai.com/takken/dvd12.html